

コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者のみなさまのご協力をお願いします。
この通知はご家庭内の見える場所にはる等、いつでも確認できるようにしてください。

1. 次の場合は速やかに学校へ連絡してください。
 - ①保健所または医師等から検査を指示された場合
 - ②感染者（陽性）と診断された場合
 - ③濃厚接触者に特定された（同居の家族が感染した等）場合
 ※②③については、夜間や休日など、学校と連絡が取れない場合は下記へ連絡してください。
2. 保護者からの連絡がない場合、対策が遅れ、感染が拡大する恐れがあります。
役場仲里庁舎 098-985-7121 ※閉庁している時間帯でも警備員が対応します。
 電話の際には次のことを伝えてください。
①学校名 ②幼児児童生徒氏名 ③保護者連絡先
 学校から折り返し保護者へ連絡するよう手配します。連絡がつく番号をお知らせください。

学校（園）における出席停止・休校等の取り扱い

幼児児童生徒が以下の状況の場合は原則、以下の通りの対応をします。

	状 況	出席停止等の取り扱い 〔その期間〕	学校（園）の対応	
			在園校（園）	それ以外
①	感染 (陽性と診断された場合・無症状も含む)	出席停止〔治療するまで〕	保健所と相談の上判断	通常通り
②	感染疑い (検査を指示された場合)	出席停止〔陰性確認後、症状がなくなるまで〕	通常通り	通常通り
③	濃厚接触者に特定	出席停止 〔※保健所が自宅待機を求めた期間(2週間が基本)〕	通常通り	通常通り
④	発熱等の風邪症状(☆1)がみられる	出席停止 〔症状がなくなるまで〕	通常通り	通常通り
⑤	幼児児童生徒に症状はないが、同居の家族に発熱等の風邪症状(☆1)がみられる	出席停止 〔※同居家族に風邪症状等がなくなるまで〕	通常通り	通常通り

上記①～⑤以外の場合で登校について不安がある場合はご相談ください。

R3.1.6 沖縄県教育委員会作成ガイドラインを参考にして作成

☆1 【発熱等の風邪の症状とは】

発熱等の風邪症状とは、発熱、鼻水、咳、倦怠感、咽頭痛、嘔気、嘔吐、味覚障害、臭覚障害などの症状のことをいいます。但し、発症後、病院を受診し、その症状が鼻炎等の基礎疾患によるものであり、登校可能であることが主治医により認められる場合を除きます。

☆2 感染者が感染可能期間内に登校しており、学校関係者との接触が認められた場合は学級閉鎖等の措置をとります。

※ 教職員が感染した場合も上記に準ずる対応をします。

※ 学校における出席停止・休校等の取り扱いについて変更がある場合は児童生徒を通じて連絡します。